

●香川県告示第296号

平成17年香川県告示第678号（家畜伝染病予防法の規定による報告の徴求）の一部を次のように改正し、平成19年5月15日から施行する。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1～3 略 4 報告書の提出期限 <u>翌月の5日までに1月分をまとめて報告する。</u> 5 略	1～3 略 4 報告書の提出期限 <u>翌週の月曜日までに報告する。</u> 5 略